

審議会等の会議録

審議会等名	令和2年度第1回海老名市個人情報保護審査会
開催日時 (意見提出期間)	令和3年1月20日(水) 午後2時から午後4時まで
場 所	海老名市役所 6階 第3委員会室
出席者 (意見提出者)	海老名市個人情報保護委員会5名 鴨志田会長、伊田副会長、森田委員、石川委員、宮碁委員 実施機関5名 危機管理課参事兼課長 高田正道 危機管理課危機管理係主任主事 野村孝善 こども育成課長 本木大一 保育・幼稚園課参事兼課長 奥田ともみ 保育・幼稚園課保育・幼稚園係主事 岡本悠里 事務局4名 文書法制課長 武井聖子 文書法制課文書法制係長 立花清美 文書法制課文書法制係副主幹 大谷智明 文書法制課文書法制係主事 大和優太郎
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	—
議 題	1 災害時における職員の子ども預かりのための要配慮個人情報 の取扱いについて(諮問) 2 海老名市個人情報保護条例第7条の規定に基づき審査会の 意見を聴いた要配慮個人情報における取扱制限の類型につい て(その他)
資 料	1 諮問書 2 説明資料 3 参考添付資料1 4 参考添付資料2 5 その他 説明資料

## ○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

## 議題1 災害時における職員の子ども預かりのための要配慮個人情報の取扱いについて（諮問）

議事及び決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>大規模災害の発生時等、多くの職員の動員が必要な場合において、職員の参集率を向上させ、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に定める市の責務として、市の有する機能を十分に発揮できる体制を確保するために、職員の子ども預かりを実施する。</p> <p>安全かつ迅速に子ども預かりを実施するため、対象となる職員の子どもの状況を事前に把握し、準備を行う必要があることから、発災前の平常の段階において、要配慮個人情報を収集し、取り扱いたい。</p> <p>2 審議経過</p> <p>(1) 実施機関から事案の概要説明を行った。</p> <p>(2) 意見等の集約を行った。</p> <p>主な意見等は次のとおりであった。</p> <p>ア 要配慮個人情報を含む個人情報の取扱いについては、必要な限度を超えない範囲で行わなければならない。</p> <p>イ 今回収集する個人情報について、精査が必要だと考える。</p> <p>ウ 諮問に係る個人情報保護条例の該当条項の提示を求める。</p> <p>(3) 本議題について、継続審議にすることとした。</p>
----------	---

## 議題2 海老名市個人情報保護条例第7条の規定に基づき審査会の意見を聴いた要配慮個人情報における取扱制限の類型について（その他）

議事及び決定事項	<p>1 議題の概要</p> <p>条例の解釈運用上、既に審査会に諮問され、その取扱いについて適当と認める答申を得た事案を類型化し、同種の事案につき再度諮問することを省略している。この類型化された事項は条例解釈運用基準に定めており、これに係る整理を行いたいため、次の2点について確認を求める。</p> <p>(1) 新規の類型事項を設けることについて</p> <p>(2) 類型事項における要配慮個人情報の項目の整理について</p>
----------	--

## 2 審議経過

(1) 実施機関から事案の概要説明を行った。

(2) 意見等の集約を行った。

主な意見等は次のとおりであった。

ア 新規の類型事項を設けることについて

今回の諮問事項に係る類型としては、範囲が広いと考える。

イ 類型事項における要配慮個人情報の項目の整理について問題ないと考える。

(3) 本議題について、次のとおりとすることとした。

ア 新規の類型事項を設けることについて

継続審議にすることとした。

イ 類型事項における要配慮個人情報の項目の整理について了承することとした。